

地方独立行政法人法における 「公立大学法人」制度の概要

平成27年11月16日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
資料3-2

概 要

- 地方自治体の選択により、公立大学法人による公立大学の設置が可能。〈H16〜〉
- 地方独立行政法人法において、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定。

「公立大学法人」制度における特例の概要

「国立大学法人」の制度設計にならい、必要な特例を規定。ただし、具体的な法人の組織・運営等は、地方自治体の裁量にゆだねる弾力的な制度。

○役員¹の任命等

- ・法人の長(理事長)＝学長 を原則とする。(ただし、地方自治体の選択で別に理事長を任命することも可能。)
- ・学長は、「選考会議」の選考に基づいて任命するなど、学長・教員の任免等について、大学の意向を尊重する手続。

○運営組織

- ・経営に関する審議機関、教育研究に関する審議機関を設置。具体的な審議事項等は地方自治体が決定。
- ・地方自治体の判断により、役員会等の設置や学外有識者の役員への積極的登用等の機動的な体制。

○中期目標

- ・中期目標の期間(6年)、項目は、国立大学法人と実質的に同様。
- ・中期目標を定めるに当たり、公立大学法人の意見を聴き、それに配慮。

○第三者評価

- ・認証評価機関の専門的な評価を踏まえ、各地方自治体に置かれる評価委員会が評価。

○役職員の身分

- ・国立大学法人と同様、「非公務員型」とし、弾力的な人事システムを実現。

○設立認可

- ・都道府県が設立する場合は、総務大臣・文部科学大臣が共同認可。

概 要

○公立大学法人数(平成27年4月現在)

- ・66法人(全86公立大学中70大学、全16公立短期大学中8短期大学が法人立)